

東京高等裁判所 令和●●年（〇〇）第●●号 滞納処分取消請求控訴事件

国側当事者・国（関東信越国税局長）

令和3年1月7日棄却・上告・上告受理申立て

（第一審・さいたま地方裁判所、令和●●年（〇〇）第●●号、令和2年3月18日判決、本資料・徴収関係判決令和2年判決分（順号2020-10））

## 判 決

控訴人	X
被控訴人	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	関東信越国税局長 栗原 毅
同指定代理人	竹蓋 春香
同	大岡 仁
同	猪股 翔太
同	宮川 恵美子
同	古菅 健誉
同	酒井 洋行
同	岩淵 裕介

## 主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

## 事実及び理由

### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 関東信越国税局長が原判決別紙物件目録記載の建物（以下「本件物置」という。）について平成30年2月5日付けでした担保物処分のための滞納処分による差押処分（以下「本件差押処分」という。）を取り消す。

### 第2 事案の概要

- 1 本件は、関東信越国税局長が、控訴人の滞納国税を徴収するため、控訴人から担保として提供された土地に対する抵当権の設定後に当該土地上に築造された本件物置について、本件差押処分をしたところ、控訴人が、被控訴人に対し、本件差押処分の取消しを求めた事案である。  
原審は、控訴人の請求を棄却し、控訴人が控訴した。
- 2 関係法令の定め、前提事実並びに争点及びこれに関する当事者の主張は、次のとおり補正し、次項に当審における控訴人の補充主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」第2の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

(1) 原判決2頁22行目の「土日」を「土曜日及び日曜日」と改める。

(2) 同3頁14行目の「号外」を削り、同行目の「以前」を「前」と、同行目の「相続法」を「相続税法」とそれぞれ改める。

### 3 当審における控訴人の補充主張

控訴人は、現在までに納付すべき相続税約9000万円のうち約7000万円を納めており、未納付の本件滞納国税を徴収するためには本件土地1ないし3及び本件建物の差押えで充分であるから、本件物置を差押財産とした本件差押処分は違法である。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の本件請求は理由がないと判断する。その理由は、次のとおり補正し、次項に当審における控訴人の補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」第3の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

(1) 原判決8頁26行目及び同9頁6行目の「1項の類推適用に」を「1項に」とそれぞれ改める。

(2) 同9頁8行目の「公売を」を「公売に」と改める。

(3) 同9頁17行目の「ないから」から同頁18行目末尾までを「なく、また、民法389条1項が土地と建物の一括競売を認める趣旨は前記(1)説示のとおりである以上、本件土地1及び本件物置を一括して公売に付すためにされた本件差押処分について、超過差押えを禁止する国税徴収法48条1項に反する違法なものとも認められない。控訴人の主張は採用することができない。」と改める。

### 2 当審における控訴人の補充主張について

控訴人は、未納付の本件滞納国税を徴収するためには本件土地1ないし3並びに本件建物の差押えで充分であるから、本件物置を差押財産とした本件差押処分は違法であると主張する。

しかし、本件差押処分は、国税通則法53条1項及び民法389条1項の各規定に基づく担保権の実行として行われたものであって、国税通則法52条4項に規定されるような「担保として提供された財産の処分の代金を滞納国税及び処分費に充ててなお不足があると認める」ことを要件とするものではないこと、民法389条1項が土地と建物の一括競売を認める趣旨に照らし、本件土地1及び本件物置を一括して公売に付すためにされた本件差押処分について、超過差押えを禁止する国税徴収法48条1項に反する違法なものとも認められないことは、前記1説示のとおりである。控訴人の主張は採用することができない。

### 3 結論

よって、控訴人の本件請求を棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官 後藤 博

裁判官 飯畑 勝之

裁判官関述之は、転補につき、署名押印することができない。

裁判長裁判官 後藤 博